



平成21年5月1日

米軍横田飛行場におけるA型インフルエンザ陽性反応者

1. 1日、15時45分、在京米国大使館から外務省に対し、引き続き詳細な事実関係については確認中であるとしつつも、以下の連絡がありました。
  - (1) 1日午前8時20分、米本国から米軍横田飛行場に到着する乗客に対し、強化された体制に基づく検疫を実施していたところ、4ヶ月の乳児が、簡易検査の結果、A型インフルエンザ陽性反応を示した。
  - (2) 米側は、日本政府と緊密に協力しつつ、新型インフルエンザ発生後、米軍施設・区域内における水際対策を強化していたが、今般のA型インフルエンザ陽性反応も、強化された体制に基づく当該航空機にて到着した乗客に対する検疫の結果判明したものの。
  - (3) 現在、当該4ヶ月の乳児と親（母親）は、米軍横田飛行場内の医療治療施設において隔離されつつ治療を受けているほか、機内で当該乳児の近くに座っていた者を含む13名の乗客についても、同飛行場内において、新型インフルエンザに感染していないことが判明するまで隔離される。
  - (4) 当該乳幼児のより詳細な診断結果が判明し次第連絡する。
2. 上記事実関係については、官邸、関係省庁他、関係自治体にも連絡を行ったところです。
3. 政府としては、これまでも米軍と緊密に連絡しつつ本件への対策を強化してきましたが、今後とも、引き続き米側と緊密に連携しつつ、今後の対策に万全を期していく考えです。

別添：米軍施設・区域内における検疫

(別添)

## 米軍施設・区域における検疫体制

1. 日米間では、平成8年の「人、動物、植物の検疫手続に関する日米合同委員会合意」に基づく措置が実施されている。
2. このうち、人の検疫に関しては、米軍人等が米軍施設・区域において我が国に入国する場合を除き、日本の当局が検疫を実施することになっている。また、米軍人等が米軍の施設・区域において我が国に入国する際は、米側の検疫手続によることになっている。
3. 米側に対しては、新型インフルエンザについても、日米合同委員会合意に基づき適切な対応を行い、強化された検疫体制をとること、及び、日米間で緊密な連絡を維持することを累次にわたり申し入れている。
4. これに対し、米側は、基本的に日本側の措置同様の対策をとっており、具体的には、日本における全ての米軍施設・区域において、インフルエンザ様の症状についてのサーベイランス（監視）を強化するとともに、それぞれの基地において、米軍人やその家族等が、適切な予防策をとることを確実にするための情報提供を行うとともに水際対策を強化している。今般のA型インフルエンザの陽性反応も、こうした強化された体制に基づく検疫の結果判明したものの。

(参考) 人、動物、及び植物の検疫に関する日米合同委員会合意の概要

### 1. 人の検疫

- (1) 米軍人等が米軍施設・区域において日本に入国する場合を除き、日本の当局が検疫を実施する。
- (2) 米軍の検疫により、我が国の法令に定める伝染病が発見された場合には、直ちに米軍から日本の当局に通報を行なう。

### 2. 動物の検疫

- (1) 米軍が、公用の動物及び畜産物、並びに、米軍人等の私用動物を輸入する場合、米軍が検疫を実施する。
- (2) 米軍人等が、商業的手段により、畜産物及び私用動物を輸入する場合、日本の当局が検疫を実施する。
- (3) 米軍の検疫は、我が国の法令（家畜伝染病予防法、及び犬等の輸出入検疫規則）に準じた手続に基づいて行う。また、日本の当局は米軍の検疫に立ち会うことができる。

### 3. 植物の検疫

- (1) 我が国の法令（植物防疫法）により持ち込みを禁止されている植物等の輸入を禁止する。
- (2) 一定の植物等の輸入については、輸入検査の実施、及び輸出国の発行する検査証明書が必要。
- (3) 輸入検査は、日本の当局と米軍が共同して行う。